

きょうと Music Festival 開催事業 業務委託 仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

きょうと Music Festival 開催事業 業務委託

(2) 業務の趣旨・目的

誰もが親しみやすい文化である「音楽」を活用し、参加型の体験機会を創出することで、多くの者に「音楽」を楽しみながら、文化を身近なものと感じてもらうことで、地域活性化や文化振興に繋げる。

(3) 業務期間

委託契約締結日から令和7年3月21日まで

(4) 内容

ア 開催日

令和7年3月9日（日）（予定）

※ 荒天の場合、前日までに開催の可否を委託者が決定する。

イ 会場

京都府民総合交流プラザ 京都テルサ（京都市南区東九条下殿田町 70）

ウ 実施内容

○ 概要

楽器演奏等の音楽活動を経験した者等（以下、「音楽活動経験者等」とする。）が、プロの音楽家や他の音楽活動経験者等と共演する発表ステージや合同練習会など、再び音楽活動を行う機会を創出。

音楽を楽しみながら、文化をより身近に感じてもらうことで、改めて魅力を再確認・発見し、日常に文化を取り入れるなど、音楽を通じた文化振興をはじめ、地域活性化に繋げる。

併せて、これまで音楽に関する文化と関わる機会が少ない府民等にも魅力が伝わるような体験型の機会を創出することで、新たに文化に関心をもつ層を増やす。

○ 内容

「きょうと Music Festival」（以下、本事業とする。）

- ・プロの音楽家と音楽活動経験者等との共演による公演
- ・プロの音楽家の公演
- ・来場者も含めた全員が参加するための演出
（例：手拍子を促す、ともに合唱する等）
- ・上記に向けた合同練習会や体験会を複数回実施。

(5) 入場料

無料

(6) 主催

京都府、文化芸術発信強化実行委員会（以下「委託者」という。）

2 業務内容

(1) 全体企画に関すること

上記1(4)を踏まえて、企画提案を行うこと。その際、音楽活動経験者等に加え、これまで音楽に関する文化と関わる機会が少ない府民等にも、広く興味・関心を抱かせる等、文化（音楽）の魅力を多くの方が体感できる企画とすること。

ア 共通事項

- ・ 会場及び付属設備に要する経費は、受託者で負担すること。
- ・ 上記1(2)(4)を踏まえた、本事業の名称を提案すること。
- ・ 当日の進行管理を行う者を配置すること。
- ・ 本事業を行う設えを受託者で調達すること。
- ・ 音楽活動経験者等や来場者等、全ての者が一体感を持つ企画内容とすること。

イ 発表ステージ

○ ステージ構成

- ・ 開催時間も含め、ステージの全体構成を企画提案すること。なお、京都の特色や魅力を活かした演出等を取り入れた構成とすることが望ましい。
- ・ 構成には、プロの音楽家と音楽活動経験者等が共演する内容を設けること。併せて、来場者も含めた全員が参加するための演出も提案すること。その際、幅広い世代が知っている曲目等が望ましい。

○ 出演者

- ・ 1名（組）以上のプロの音楽家を提案すること。加えて、京都で音楽活動を行う者等、独自の提案があることが望ましい。

ウ 合同練習会

音楽活動経験者等が発表ステージに向けて、合同で練習を行う機会を提供すること。

- ・ 実施会場は、府内で3ヶ所以上確保すること。
- ・ リモートによる練習参加も可能とするなど、より参加しやすい方法も含めた提案をすること。
- ・ 合同練習会には、最低1名以上の指導者を配置し、実施方法も提案すること。

エ 体験会

これまで音楽に関する文化と関わる機会が少ない府民等にも魅力が伝わるような楽器体験等の機会を提供すること。その際、発表ステージ及び合同練習会への参加を促す等、広報活動の一環に繋げること。

- ・ 委託者が指定する下記の3会場で実施すること。

○ Music Fusion in Kyoto 音楽祭（室内楽コンサート会場）

- i 舞鶴会場（令和6年10月13日（日）舞鶴文化会館）
- ii 京丹波会場（令和6年10月14日（月・祝）京丹波町役場）
- iii 城陽会場（令和6年10月14日（月・祝）文化パーク城陽）

- ・ 開催時間については、委託者と調整すること。

オ 参加料

- ・ 発表ステージ及び合同練習会の参加者（音楽活動経験者等）から徴収する参加料については、3,000 円を上限とし、委託者と調整の上、最終的な決定を行う。

(2) 運営に関すること

ア 運営体制の整備

- ・ 本委託業務の運営に係るスケジュール、経費の管理や本事業の企画・運営・事務等の実務を行うための体制を整備すること。
- ・ スケジュール表（工程表）を契約締結後速やかに委託者に提出すること。
- ・ 業務責任者を含む必要な体制を整え、円滑な進行管理・運営管理を行うとともに、全体を統括する責任者及び全体の企画・運営に必要な人員を配置して実施すること。
- ・ 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に適切な措置を講じること。
- ・ 委託者や関係機関等との打合せを行った場合は、速やかに報告書を作成し提出すること。

イ 運営計画等の作成

- ・ 運営計画を企画し、運営マニュアル、会場配置図・配員図等を作成すること。
- ・ 開催における安全管理マニュアルを作成すること。

ウ 出演者

- ・ 本事業の目的を踏まえた出演者を委託者との協議の上決定し、手配すること。
- ・ 本事業の出演者との連絡調整や対応は、原則受託者が行うこと。
- ・ 出演者の謝金・旅費等の出演に係る経費は受託者で負担し、支払いを行うこと。

エ 会場警備・誘導・案内業務

- ・ 会場案内、誘導案内、当日受付等を必要箇所に設置し、参加者等の安全を確保すること。

オ 会場設営

- ・ 本事業の開催に際し、必要な設備の搬入搬出・設営及び撤去を行うこと。
- ・ 受託者は設営に当たって、必要な物品の確認・手配、設備の準備等について、委託者及び施設管理者と事前に調整すること。
- ・ 本事業で発生したごみは、受託者の責任において対応すること。
- ・ 搬入搬出・設営及び撤去に係る経路等については、委託者及び施設管理者と事前に調整を行い、安全の確保に留意すること。

カ その他

- ・ 騒音等近隣施設及び近隣住民に配慮すること。
- ・ 本事業開催に必要な法定手続や調整を行うこと。

(3) 広報に関すること

ア 発表ステージ及び合同練習会の参加者（音楽活動経験者等）の募集に関すること

- ・ 本事業における公募に関する事務は、原則受託者で行うこと。
- ・ 公募における申込や受付方法は、希望者が申込しやすい手法を検討すること。

イ 開催告知に関すること

- ・本事業の実施及び参加者（音楽活動経験者等）の募集を広く周知するために、広報・宣伝活動を実施すること。作成した広報物、掲載記事等は委託者に提出すること。提案にあたっては、本委託業務の目的を踏まえた広報媒体・方法等、戦略的な広報計画を作成すること。

○ 広報・宣伝活動の実施例

- ・ポスター、チラシ等の制作、配布
- ・TV、ラジオ等の媒体
- ・広告出稿（ウェブ、新聞、雑誌、交通等）
- ・プレスリリース配信
- ・SNS等での情報発信 等

ウ 開催当日の配布資料に関すること

- ・当日配布する「プログラム」「アンケート用紙」、その他必要な資料を作成、印刷すること。
- ・内容、部数については、委託者と協議の上、最終決定すること。

エ 記録等

- ・会場風景等の写真や動画などの記録を撮影すること。委託者から提供依頼を受けた場合は、協力すること。

(4) 報告書等の提出

事業内容を写真等で記録し、実施内容、課題考察、来場者数等を記載した実施結果報告書を下記のとおり提出すること。合わせて、参加者（音楽活動経験者等）や来場者にアンケートを行い、結果を集計・分析して提出すること。

- 実施結果報告書、アンケート結果（いずれもA4版） 2部
同上 電子データ 1部（DVD-R提出）

(5) 成果品の帰属

ア 本事業に関する著作権（広報等において制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、原則委託者に帰属する。

ただし、委託者と協議の上、最終決定する。

イ 本委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じた時は、委託者に不利益が生じないよう受託者の責任においてこれを処理するものとする。

3 事業の中止等に係る対応について

やむを得ない事由により、本事業の開催が困難になった場合は、委託者の指示を受けた上で当該事業の全部又は一部を中止することとする。この場合の代替措置については、協議の上、決定するものとする。

4 委託業務遂行上の留意点

- (1) 最終的な委託業務内容等については、採択後に委託者と協議の上、決定する。
- (2) 受託者は、業務遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託

者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な業務及び経費の執行に努めること。

- (3) 受託者は、委託者及び施設管理者等と協議・調整を行い、業務を遂行すること。
- (4) 受託者は、業務中に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、参加者（音楽活動経験者等）及び来場者等の個人情報の取扱いについては、契約書による。
- (5) 本委託業務のために著作物を使用する場合、使用許諾に係る一切の手続き及び経費の負担は受託者が行うこと。
- (6) 受託者は、業務遂行に当たり、委託者と綿密な情報交換を行うとともに、企画・運営内容の具体化など判断を要する場合や本仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、決定すること。
- (7) 本事業開催に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入すること。